

広 聴 部 会

日 時 令和8年5月7日（木） 10時00分～
場 所 第1委員会室

1 街頭インタビューまとめ

2 わがまちトークについて

1 申込みフォームの掲載について

3 議場見学会について

4 議会モニターについて

5 その他

<今後の日程>

- ・ 5月 日（ ） 議会モニター（第1回目）
- ・ 6月 1日（月） 各会議終了後

広聴部会活動報告

令和8年5月3日（日・祝）12時30分より「光秀まつり かめまるフェスタ」会場周辺において街頭インタビューを実施しました。亀岡市民を対象とし、調査事項は、

①情報をどのような手段で得ていますか

②亀岡市議会の Facebook を知っていますか

の2点で、年齢階層ごとに聴取を行いました。それぞれ63人にインタビューを行い、回答結果は、市議会モニター制度を知っている人が20人で3割強、わがまちトークを知っている人は12人で2割程度でした。インタビュー集計の詳細は以下のとおりです。

<インタビュー集計>

Q1. 亀岡市に関する情報をどのような手段で得ていますか。 計49人

Facebook・・・4人

Instagram・・・10人

LINE・・・17人

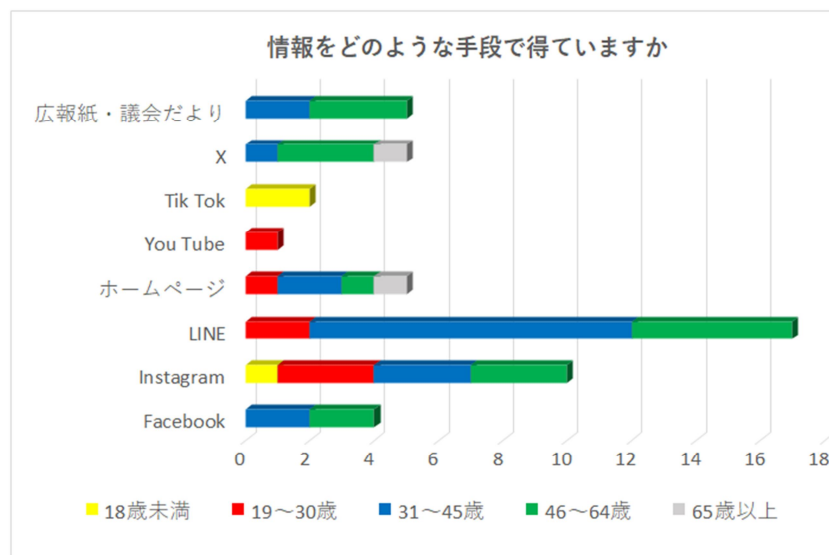
ホームページ 0人

You Tube 0人

Tik Tok 3人

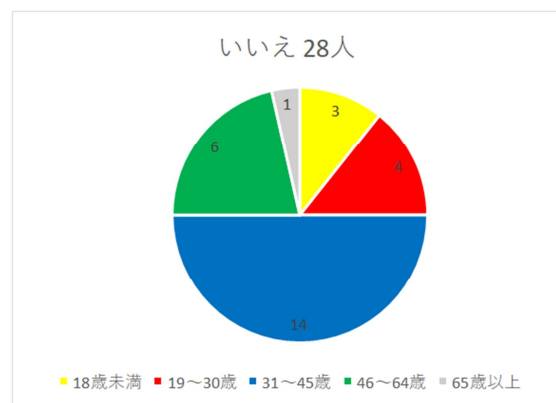
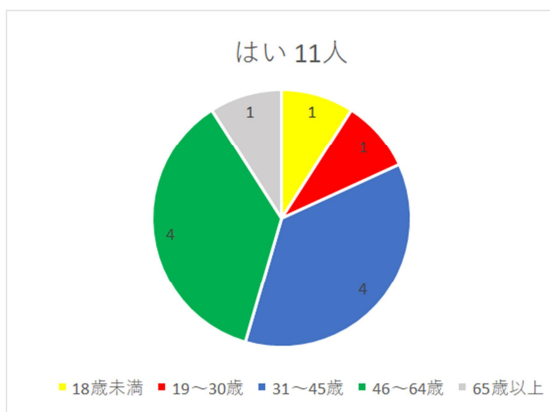
X 4人

広報紙・議会だより 2人



Q2. 亀岡市議会の Facebook を知っていますか

はい・・・11人 / いいえ・・・28人 計39人



令和8年度わがまちトーク 参加者募集中



ページID：0074192

2026年5月1日更新

亀岡市議会では、昨年度に引き続き「わがまちトーク」を開催します。各地域から市長へ要望を伝える「地域こん談会」とは一味違い、小グループに分かれたワークショップ形式で市民の皆さまと議員が一緒になり、「わがまち」の将来について気兼ねなく意見交換する場です。さらに開かれた議会を目指し、市民の皆さまにより身近に感じていただく機会を創出しています。たくさんのご応募、お待ちしております！

※事前の申込みが必要です。下記「申込み方法」内のURLよりお申込みください。

開催概要

日時

令和8年中随時開催

※申込みいただいた参加希望者様と調整させていただきます。

対象者

市内の団体・法人・グループなどの皆さま

申込み方法

右記フォームよりお申込みください。→ <https://logoform.jp/form/JbYC/1563488> <外部リンク>

申込み期間

令和8年5月1日（金曜日）～ ※令和8年中常時受付

その他

- 当日撮影した写真を広報（ホームページや刊行物への掲載）に利用させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- 申し込みいただいた個人情報につきましては、当意見交換会以外の目的には使用しません。

○前回の様子はこちらをご覧ください。↓

- [市議会ホームページ「令和7年10月・11月開催のわがまちトーク」](#)
- [市議会だより「令和7年12月議会号（第207号）」](#) [\[PDFファイル／7.05MB\]](#)

このページに関するお問い合わせ先

[議会事務局](#) 総務係

京都府亀岡市安町野々神8番地

Tel：0771-25-5051 Fax：0771-25-6965

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

広報かめおか 別紙様式 1 (普通記事)

夏休み子ども議場見学会開催

時8月8日(土)午前10時～

所市役所7・8階(各委員会室・議場など)

対市内在住・在校の小学校1～6年生

定小学生25人※同伴者要(応募多数の場合

は抽選)期7月1日(水)～8月3日(月)

申左記ホームページをご覧ください、お申

し込みください。問市役所7階議会事務局

☎25・5051 ☎25・6665

✉gikai@city.kameoka.lg.jp

HP[https://www.city.kameoka.](https://www.city.kameoka.kyoto.jp/site/gikai/87306.html)

[kyoto.jp/site/gikai/87306.ht](https://www.city.kameoka.kyoto.jp/site/gikai/87306.html)

[ml](https://www.city.kameoka.kyoto.jp/site/gikai/87306.html)
(議会事務局)



昨年開催の様子

— R 8 議場見学会〈概要〉 —

第4回ワクワク議場たんけん！夏休み子ども議場見学会

- 日 時：令和8年8月8日（土）10時～11時30分
- 対 象：市内在住・在校の小学校・義務教育学校 1年生～6年生
- 定 員：小学生25名（保護者同伴）
- 申込期間：7月1日（水）～8月3日（月）
- 内 容：議会探検（議場、委員会室）
登壇体験（名前、学校名）
※上級生から順番に実施
※議長から名前を呼んでもらう
市議会クイズ（5，6問程度）
質問コーナー（回答者として、広報広聴会議委員以外の議員にも
参加いただく）
アンケート
参加証授与
記念撮影
- 担 当：進行次第作成
（事 前）市議会クイズ作成
アンケート作成
参加証作成
標柱作成
- 担 当：歓迎挨拶
（当 日）全体進行
市議会クイズ進行
登壇体験補助
お礼の挨拶

令和8年度亀岡市議会モニターの活動について（案）

1 活動内容

- (1) 6月から翌年3月に開催する亀岡市議会の本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等を傍聴又は視聴（インターネット、YouTube）し、議会運営・議会活動に対して意見を行う。

（3月末に開催する議会運営委員会で1年間のまとめを発表予定）

※市政に対する意見をいただくものではありません。

亀岡市議会HP <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/site/gikai/>

議会HP⇒議会中継・録画

議会HP⇒亀岡市議会YouTube

- (2) 議会が行う広報広聴活動（かめおか市議会だより、議会ホームページ、わがまちトーク、議場見学会等）に関する意見発表

（参考）かめおか市議会だより→各議会終了後、約1か月で発行

- (3) 議会モニター会議への出席

5月下旬：委嘱状交付、第1回会議

7月～**12月**：第2回会議開催（モニター間での意見交換他）

3月頃：議会運営委員会で1年間のまとめ発表

- (4) 議会が行うアンケート調査への回答

2 議会等日程

- (1) 議会日程

6月中旬、9月上旬、12月上旬、3月上旬に開催

- (2) 委員会日程

常任委員会（総務文教常任委員会、環境市民厚生常任委員会、産業建設常任委員会）は、定例会が開催される場合は、一般質問が終了した翌日以降に開催を予定しています。その他にも随時委員会を開催しています。

また、9月中旬：決算特別委員会、3月中旬：予算特別委員会 等も開催します。

※詳細な日時は、市議会ホームページでご確認ください。

3 任 期 令和8年6月から**令和9年3月末まで**

4 その他

- (1) 意見発表については、意見をまとめた文書を作成し発表していただきます。
- (2) モニターの活動は無報酬となっておりますので、御了承ください。
- (3) モニターの氏名や活動の様子（写真など）を、かめおか市議会だよりや議会ホームページなどで紹介いたします。

5 連絡先

亀岡市議会事務局

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

TEL 0771-25-5051 FAX 0771-25-6965

[メールアドレスgikai@city.kameoka.lg.jp](mailto:gikai@city.kameoka.lg.jp)

○亀岡市議会モニター設置規程

令和5年12月18日

議会規程第2号

(設置)

第1条 亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）第7条第5項の規定に基づき、亀岡市議会（以下「議会」という。）の活動に市民の意見を反映させ、円滑かつ民主的な議会運営を推進するため、亀岡市議会モニター（以下「モニター」という。）を設置する。

(職務)

第2条 モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等（非公開のものを除く。）を積極的に傍聴し、又は視聴し、議会運営の見聞を広めるとともに、議会運営に関する意見を文書（電子メールを含む。次号において同じ。）により議長に提出すること。
- (2) 議会が行う広報広聴活動に関する意見を文書により議長に提出すること。
- (3) モニター会議に出席すること。
- (4) 議会が行うアンケート調査に回答すること。
- (5) その他議長が必要と認めること。

(定数及び任期)

第3条 モニターの定数は7人以内とする。ただし、議長が認めた場合は、この限りでない。

2 モニターの任期は、1年以内において議長が定める期間とする。

3 モニターが欠けた場合における補欠のモニターの任期は、前任者の残任期間とする。

(モニターの要件)

第4条 モニターの委嘱を受けることができる者は、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 議会運営に関心がある18歳以上の者であること。
- (2) 市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者若しくは市内の学校に在学する者であること。
- (3) 国会議員又は地方公共団体の議会の議員（過去に当該議員であった者を含む。）でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体の常勤の職員でないこと。

- (5) 前条第3項の規定により補欠のモニターとなった者を除き、過去にこの規程によるモニターに委嘱された者でないこと。ただし、モニターが定数に満たない場合は、この限りでない。

(募集方法)

第5条 モニターの募集は、公募及び推薦依頼により行う。

- 2 公募による定員は4人程度とし、推薦依頼による定員は3人程度とする。
- 3 推薦依頼は、議長が適当と認めた団体等に対し、前条に定める要件を満たす者の推薦を依頼するものとする。

(委嘱)

第6条 モニターは、第4条に定める要件を満たす者のうちから議長が委嘱するものとする。

- 2 議長は、前項の規定によるモニターの委嘱に当たっては、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。

(解嘱)

第7条 議長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、任期中でも委嘱を解くことができる。

- (1) 第4条に定める要件を満たさなくなったとき。
- (2) モニターから辞任の申出があったとき。
- (3) その他議長がモニターとして適当でないと認めたとき。

(意見等の処理)

第8条 議長は、モニターから意見等が提出されたときは、議会運営委員会委員長に対し、当該意見等について検討させるものとし、検討を命じられた議会運営委員会委員長は、当該検討結果を取りまとめ、議長に報告するものとする。

- 2 議長は、前項の規定により議会運営委員会委員長から検討結果の報告を受けたときは、意見等を提出したモニターに当該検討結果を通知するとともに、必要に応じて議会が運営するホームページに掲載し、かめおか市議会だよりにその概要を掲載するものとする。
- 3 モニターから提出された意見等が第2条に定めるモニターの職務に適さないものと議長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、議会が運営するホームページ等への掲載はしないものとする。

(報酬)

第9条 モニターの報酬は、支給しない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。